

個人の情報発信にともなう 違法行為増大の危険

森 亮二 ● 弁護士：英知法律事務所

違法情報の発信増大に向けて「匿名性」対応強化の動き 動画投稿サービス関連訴訟で法的責任はどう問われるか

昨年度版の白書では、個人による情報発信の拡大がサービス提供者にもたらすリスクについて、ブログ、SNS、オークションを取り上げて検討した。個人による情報発信の増加とその方法の多様化は、その後も衰えを見せることなく、時代の大きな潮流となっている。今年は、とくに顕著となったYouTubeに代表される動画投稿サービスの著作権問題を中心にアップデートを行う。

■ 情報発信者の「匿名性」：対応強化の動き

個人による情報発信が増えることは、違法情報の発信が増えることを意味する。個人による違法情報の発信のほぼすべては、匿名で行われる。匿名で情報発信すること自体は違法でもなく、卑怯でもないが、違法情報の発信に匿名性が利用されていることは否定できない。従来、問題視されながら、十分な対応がなされなかったこの問題について、大きな動きがあった。1つは「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定であり、もう1つは「名誉毀損幫助」に基づく掲示板管理者の書類送検である。

「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定

「プロバイダ責任制限法」第4条に基づく「発信者情報開示請求制度」は、違法情報の被害者がプロバイダーや掲示板管理者に対して、発信者を特定するための情報の開示を求めることができる制度である。開示請求権発生のために必要な要件がないにもかかわらず、あると誤解して開示したプロバイダーは、通信の秘密を侵害したとされることなどから、これまでは開示請求があっても訴訟がない限り開示せず、判決を待って初めて開示する運用が一般的であった。そのため、被害者にとって実効的な救済とは言えず、期待された機能を果たしているとは言い難かった。

本年2月、3つの事業者団体が構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」は、「発信者情報開示関係ガイドライン」を策定した。これはプロバイダーなどが訴訟によらなくても開示できる場合について検討したものであり、久しく待たれたものであった。

内容として特筆すべきは、一般個人の個人情報のうち、住所・電話番号など、一般に本人が開示を望まないような

情報を公表する場合には、プライバシー侵害として、訴訟外での発信者情報開示が可能とされたことである。とくに匿名掲示板において集団的に行われる誹謗中傷のうち、悪質なものは、対象者や家族のプライバシーの公開に発展する。同ガイドラインは、このようなケースに対する実効的な対応への途を拓くものであり、匿名の誹謗中傷に対する効果が期待できるものと思われる。

「名誉毀損幫助」に基づく掲示板管理者の書類送検

2007年4月、掲示板の管理者が、誹謗中傷の書き込みを放置したことを理由に、大阪府警により、名誉毀損幫助の容疑で書類送検された。被疑者は、いわゆる「学校裏サイト」の管理者であり、女子中学生の実名をあげた誹謗中傷の書き込みについて、学校側からの削除要請を拒否していた。

プロバイダーや掲示板管理者に、違法情報の発信者の共犯としての責任を負わせることが妥当かどうか、インターネット上の表現の自由との関係では難しい問題がある。しかしながら、わいせつや児童ポルノについて、掲示板管理者を有罪とする判決がすでに多く存在する状況下では、名誉毀損を例外として扱うことには合理的理由がない。

個人による違法情報発信の被害は、一部の不法な掲示板管理者の対応によって拡大する。掲示板管理者の中には、違法情報であることがわかっていても平然と削除要請を無視する者がいる。「刑事で立件される可能性がある」ということになれば、違法情報の放置を続ける掲示板管理者に対する警告として、大きな意味をもつと思われる。

■ 検索サービス：

■ 「違法情報」「表現の自由」に対する法的責任

検索は、今日においては、最も強力な情報収集の手段であり、個人による情報発信の前提である。また、情報発信の結果であるブログやウェブサイトは検索結果として表示されることによって初めて多くの人の目にふれることになる。

違法な情報を検索結果として表示して、削除要請に応えることがなければ、検索サービス提供者が不法行為を負う可能性があることには、それほど異論がないものと思われる。問題はその要件であり、そこでは検索がインターネッ

ト上の表現の自由に対して果たす役割が考慮されるべきである。検索結果として違法な情報を含むウェブサイトを表示することについての検索サービス提供者の法的責任については、これまであまり議論がなかったが、2007年2月、おそらく初めてこの点に関する判決が出された⁽¹⁾。判決は、検索サービスが「表現の自由と無関係ではない」としたうえで、検索サービス提供者の責任を否定しており、今後の議論に資するものと思われる。

検索サービスが表現の自由を支えるという考え方を押し進めると、検索サービス提供者が検索結果を削除することも表現の自由の侵害になるという極論に到達する。これが「Google 八分」と呼ばれる議論である。大手検索サービスの検索結果から削除されてしまうと、インターネット上に存在すること自体が認知されなくなるおそれがあることは事実である。しかしながら、検索結果を削除したことに基づいて、検索サービス提供者の法的責任を問うことは困難であろう。検索サービス提供者は私企業であり、それ自体、表現の自由を享受するからである。

検索結果の全体性・網羅性を維持することは、検索の利便性においてきわめて重要であるばかりか、インターネット上の表現の自由の要請でもある。しかし他方において、明らかに違法な検索結果を表示しながら削除要請を無視するなどの行為に出れば、個人の権利に無関心な検索サービス提供者の姿勢が浮き彫りになる。両者のバランスをとることは、検索サービス提供者にとって今後の重要課題である。

■ P2Pファイル交換：

■ 管理者なきネットワークのスケープゴート

管理者のいないタイプのP2P（ピアツーピア）ファイル交換は、ある意味で個人による情報発信の究極の姿である。Windy 開発者について著作権侵害の補助の責任が問われた京都地裁平成18年12月13日判決は、近時もっとも注目を集めた刑事判決の一つだろう。同判決は、開発者がWindy が広く著作権の侵害に利用されていることを認容しながら、アップデート版を提供したことを根拠に、幫助犯の責任を認めるものであった。ソフトウェアの開発・提供者が起訴されたことと、Windy が管理者のいないネットワークであったこととは、無関係ではないと思われる。管理者がいれば、違法情報の流通についての一次的な責任は、管理者に帰せられるはずだからである。

Windy については、著作権侵害の問題のほか、ユーザーがPCに保管する情報を勝手に流出させてしまう「自爆型」のネットワークである点も重要である。きわめて深刻な被害が報道されているが、管理者がいないため、適切なコントロ

ールができない。このような状況の下では、法的リスクも流動的となる。立法によってまったく新たに法的リスクが創出される事態も含めて、予想しない主体が責任を負うことになる可能性がある。

■ YouTube（動画投稿サービス）：

■ 日米における法的責任予測

今回、もっとも大きなアップデートとなるのは、YouTube に代表される動画投稿サービスである。ユーザーがテレビ番組などを投稿することが公知となっており、それを目当てにアクセスする閲覧者も多数存在することから、日本においても米国においても、著作権管理団体と動画投稿サービス提供者の間で緊迫したやりとりが行われている。米国では、すでに複数の訴訟が提起されている。日米両国とも未だ裁判所の判断は出ていないが、現在の状況を元に、わが国における法的責任の予測を試みることにする。

■ 日本における法的責任

損害賠償責任～掲示板管理者との類似

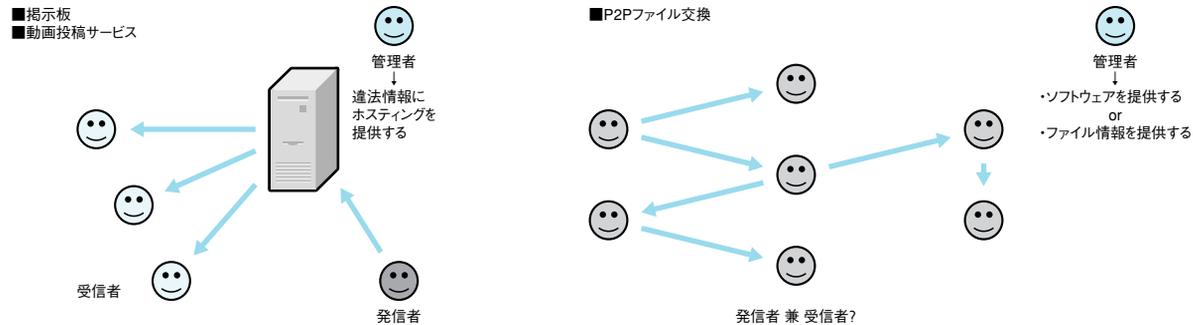
このような事案について、裁判所の判断を予測するに際しては、掲示板管理者の責任に関する事例を参考にすることができる。掲示板の場合、名誉毀損やプライバシー侵害が問題になる事件が多いが、著作権侵害に関するものもある⁽²⁾。掲示板管理者も、動画投稿サービス提供者も、不特定者の受信する他人の通信を媒介する者であるため、プロバイダ責任制限法にいう「特定電気通信役務提供者」であり、同法の適用がある。

同法は、プロバイダーは、違法な情報の流通を知っている場合でなければ、当該情報を削除しなかったことに関する損害賠償責任を負わないと規定する。たとえばYouTubeは、著作権者からの通報があり次第、ただちに動画を削除している。その膨大な投稿数からしても、いちいち投稿された動画のチェックをしているとは考えられず、通報以前に違法情報を認識していることはないだろう。結果として、違法情報の流通を知ればただちに削除しているのであるから、YouTubeは、著作権侵害に基づく損害賠償責任を負わないということになる。

ちなみに、YouTubeにおいては、著作権を侵害する動画の存在が半ば公知となっているが、そのことがこの結論に影響するとは考えにくい。かつて2ちゃんねるが書き込みのIPアドレスを保存せず、掲示板の説明に「気兼ねなく、会社、学校、座敷牢からアクセスできるように、発信元は一切分かりません。お気軽お気軽に書き込んで下さい」と書いていた頃、裁判所は2ちゃんねる管理者に対して「違法情報を

個人の情報発信にともなう 違法行為増大の危険

図1 違法情報の媒介方法比較：掲示板、P2Pファイル交換、動画投稿サービス



発信された違法情報をどのように媒介しているか、掲示板、P2Pファイル交換、動画投稿サービスを比較するもの。掲示板と動画投稿サービスは、違法情報に対して管理者がホスティングを提供して流通経路に入るのに対し、P2Pファイル交換では、管理者が存在する場合でも、違法情報の流通経路に入ることはない。

出所 著者作成

認識した場合にはただちに削除する義務を負う」との厳しい判決を下した⁽³⁾。しかしこれらの判決も、責任制限法の枠組みで、つまり、違法な情報の流通を知らない限り責任を負わないというルールに従うものだったのである。

損害賠償責任～ファイルログ事件

情報共有という機能の点から見た場合、動画投稿サービスに近いのは掲示板よりもむしろ、P2Pファイル交換であろう。P2Pファイル交換のサービス提供者の著作権侵害に関する責任が問われたのは、ファイルログ事件である。

ファイルログは、中央サーバーをもつタイプのP2Pファイル交換である。中央サーバーは、「欲しいファイルがどこにあるか」を教えてくれるだけで、ファイル自体のやりとりには、ユーザー間で直接行われる。

この事件において、裁判所（第一審、控訴審）は、サービス提供者こそが著作権侵害の主体であると判断した。実際にファイルの放流（送信可能化）を行うのはユーザーであるから、この判断は大胆である。この事件の控訴審裁判所は、この判断の理由として、サービス提供者の代表者が著作権侵害行為を勧めるような発言をしていたことを挙げている。裁判所は、「違法情報の存在を知らなければ責任を負わない」という責任制限についても否定した。責任制限法は、「プロバイダーが情報の発信者である場合」には、例外的にこの責任制限を受けられない旨を規定している。裁判所は、ファイルログは著作権侵害行為の主体であるから、実質的には情報の発信者でもあり、責任制限を否定したのである。

2ちゃんねるかファイルログか

動画投稿サービスは、掲示板とファイルログのどちらに

近いもの考えるべきであろうか。ファイルログ事件と同様に、違法情報の存在を認識していなくても責任を負うとされてしまうのであろうか。

仮に、動画投稿サービス提供者が著作権を侵害する動画のアップロードを歓迎するような姿勢を見せれば、「著作権侵害の主体」とされてしまう可能性は否定できないであろう。しかしながら、「IPアドレスを保存していないから違法情報を投稿しても大丈夫」という説明書きをつけた掲示板管理者でさえ、「権利侵害の主体」や「情報の発信者」とはされなかったのである。また、違法情報の媒介の態様についていえば、動画投稿サービスは、ファイルログよりも掲示板に近い（図1参照）。これらの点からすれば、仮に動画投稿サービス提供者が著作権侵害に対して少々寛大なところがあったとしても、責任制限が適用されないのは妥当ではない。

結局のところ、動画投稿サービスが、利用規約で著作権侵害の投稿を禁止し、違反する動画の削除などを実行する措置をとっていれば、著作権侵害に基づく損害賠償責任が認められる可能性は低いと思われる。

差止請求について

プロバイダ責任制限法は、差止請求についてはなんら規定していないため、損害賠償請求とは異なる検討が必要である。差止請求は、著作権が現に侵害されている場合だけではなく、侵害のおそれがある場合でも認められるから、たとえば「今後、アーティスト〇〇の新曲××のプロモーションビデオを公衆送信するな」という請求も、形式的には可能である。差止が強力な救済策であることから、差止請求が認められるのは、著作権侵害の主体に対してのみであって、幫助者については認めるべきではないとする見解がある。判例にはこの見解に立つものとそうでないものがあるが、多く

の判例は、差止請求の対象について、何らかの限定を加えている。

ここでも掲示板の事例が参考になる。脚注2の「罪に濡れた二人」事件の第一審は、著作権侵害の主体は発信者であって、掲示板管理者は著作権侵害の主体ではないから、差止請求は認められないと判断した。これに対して、控訴審は、掲示板管理者は、通報を受けても発信者に照会すらせず、何の是正措置も取らなかったことを理由として、差止請求を認めた。

差止請求を肯定した控訴審判決においても、何ら是正措置をとらなかったことが重視されているから、通報を受けて速やかに削除を行っているような動画投稿サービスについて、差止請求が認められる可能性は低いと思われる。

刑事責任について

前記Winny開発者事件の刑事判決は、Winnyが著作権侵害に利用されている状況を「認容」しつつ、開発者がアップデート版の提供を続けたことを責任の根拠としている。ここで「認容」とは、単に「認識している」「知っている」という心理状態ではなく、そうであっても「構わない」「やむをえない」という評価を含む内心の状態をいう。

「認容」がポイントであるとするれば、動画投稿サービスも安全とは言えない。著作権侵害は望ましくはないが「やむをえない」と考えているとされないだろうか。

懸念は残るものの、Winnyの判決自体、裁判所が悩みを隠そうとしない、かなり微妙な判決である。利用規約での禁止、違反する動画の削除などを行っていれば、幫助犯の責任を負わされる可能性は低いと思われる。

■ 米国における法的責任の可能性

グロックスター事件

日本における法的責任の検討にあたって、ファイルログ事件の検討が必要であったように、米国においてもP2Pファイル交換サービスに関する事件の検討は欠かせない。2005年6月、連邦最高裁判所は、P2Pファイル交換ソフトの開発・頒布を行うグロックスター社の責任を否定した連邦第9巡回控訴法廷の判決を破棄し、再審理のため、事件を差し戻した。

最高裁によって破棄された控訴審は、家庭用ビデオデッキの製造と販売がテレビ番組の著作権を侵害するか否かが争われた「ソニー・ベータマックス事件」を踏襲したものであった。「ソニー・ベータマックス事件」の法理は、「著作権を侵害する可能性のある新しい商品・サービスの提供は、著作権を侵害しない形での商品・サービスの利用が相当程度

ありうる場合には、著作権侵害にはならない」というものであり、著作権を侵害する可能性のある新たな商品・サービスの提供に基づく法的責任の判断基準を示したものである。控訴審は、この法理に従って、P2Pファイル交換にも著作権を侵害しない形での利用が相当程度ありうるとして、責任を否定したのであった。

ところが連邦最高裁は、グロックスター社には、著作権侵害を促進する積極的な意図があったのであり、そのような意図の見られないソニー・ベータマックス事件とは事案を異にする、と判断した。つまり、この連邦最高裁判決によれば、①著作権侵害のない形の相当程度の利用がないこと、②著作権侵害を促進する積極的な意図があること、のどちらの場合にも、責任が認められることになる。

これを動画投稿サービスについてみれば、まず、①については、動画投稿サービスのサイトには、多数の自作映像が投稿されており、著作権を侵害しない形の利用が相当程度含まれていると言ってよいであろう。次に②については、違法なアップロードを放任しない運用を行っていれば、著作権侵害を促進する意図を有していたとされる可能性は低いであろう。結局のところ、①②いずれの責任原因も認められる可能性は低いと言わざるをえない。

DMCAの免責条項

デジタルミレニアム著作権法（DMCA）の免責も責任発生ハードルとなる。同法は、違法情報にホスティングを提供するプロバイダーに関する免責を認めている（DMCAの第512条（c）項）。動画投稿サービスのように、ユーザーからアップロードされた違法情報にホスティングを提供するプロバイダーの場合、通知を受けた投稿を速やかに削除している限り、この免責が認められる可能性が高い。

小括

このように見ていくと、日米いずれにおいても、利用規約で著作権侵害の投稿を禁止し、違反する動画の削除などを行っているような動画投稿サービス提供者については、その法的責任が簡単に認められることはないように思われる。

(*1) 岐阜地判2007年2月7日

(*2) 「罪に濡れた二人」事件（東京地判2004年3月11日、東京高判2005年3月3日）：第一審は管理者の責任を否定。控訴審は肯定。

(*3) 動物病院事件（東京地判2002年6月26日、東京高判2002年12月25日）とDHC事件（東京地判2003年7月17日）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp